

**現在の施設使用料** (2019年9月30日まで)

(単位：円)

前橋市民文化会館		使 用 料					
		午前	午後	夜間	全日		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時		
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合	23,240	36,200	46,590	106,030	
		徴収する 場合	1,000円以下の場合	30,240	47,000	60,580	137,820
		1,000円を超え3,000円以下の場合	37,230	57,900	74,570	169,700	
		3,000円を超える場合	46,590	72,510	93,290	212,390	
	日曜日・土曜日・休日	入場料を徴収しない場合	29,720	46,590	59,550	135,860	
		徴収する 場合	1,000円以下の場合	38,570	60,580	77,340	176,490
		1,000円を超え3,000円以下の場合	47,620	74,570	95,340	217,530	
		3,000円を超える場合	59,550	93,290	119,210	272,050	
	附属楽屋	1号楽屋	380	640	900	1,920	
		2号楽屋	380	640	900	1,920	
		3号楽屋(和室)	640	1,020	1,290	2,950	
		4号楽屋(和室)	640	1,020	1,290	2,950	
		5号楽屋	900	1,410	1,810	4,120	
	小ホール	平日	入場料を徴収しない場合	11,620	18,100	23,240	52,960
			徴収する 場合	1,000円以下の場合	15,120	23,450	30,240
1,000円を超え3,000円以下の場合			18,510	28,900	37,230	84,640	
3,000円を超える場合			23,240	36,200	46,590	106,030	
日曜日・土曜日・休日		入場料を徴収しない場合	14,190	23,240	29,720	67,150	
		徴収する 場合	1,000円以下の場合	18,410	30,240	38,570	87,220
		1,000円を超え3,000円以下の場合	22,730	37,230	47,620	107,580	
		3,000円を超える場合	28,490	46,590	59,550	134,630	
附属楽屋		6号楽屋	510	770	1,020	2,300	
		7号楽屋	510	770	1,020	2,300	
	8号楽屋	250	380	510	1,140		
大展示ホール	平日	7,770	12,960	15,550	36,280		
	日曜日・土曜日・休日	9,070	15,550	19,440	44,060		
小展示ホール	平日	2,320	3,750	4,650	10,720		
	日曜日・土曜日・休日	2,970	4,790	5,950	13,710		
第1リハーサル室		2,590	4,140	5,180	11,910		
第2リハーサル室		1,670	2,590	3,360	7,620		
練習室		770	1,160	1,550	3,480		
応接室		3,360	3,750	4,140	11,250		
会議室	第1会議室	1,160	1,810	2,320	5,290		
	第2会議室	1,160	1,810	2,320	5,290		
	第3会議室(和室)	770	1,160	1,550	3,480		
	第4会議室(和室)	1,020	1,550	2,060	4,630		
	第5会議室	2,590	4,140	5,180	11,910		

- 備考 1. 入場料とは、入場料、会費、整理券、その他これに類するものをいい、入場料の金額が異なる場合はその最高額をもって入場料とする。
2. 大小ホールを入場無料で使用する場で、商品の売上高による招待券で入場させるなど、営利宣伝目的で使用する場合は、1,000円以下の使用料を徴収する場合の額とする。
3. 大小ホールを本番前に準備や練習で使用する場合は、同一主催者及び同一施設の使用に限り、この表に定める使用料の50%（附属楽屋を除く）の額とする。
4. 大小ホール以外の施設を、入場料有料または展示品の販売等営利宣伝の目的で使用する場合は、この表に定める使用料の50%の額を加算する。
5. 利用時間の延長または繰上げは1時間を限度とし、30分未満は切り捨て30分以上は1時間とみなし当該使用料の30%の額を加算する。
6. 大展示室を2分の1に分割して使用する場合は、この表に定める使用料の50%の額とする。
7. この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

**新しい施設使用料** (2019年10月1日から)

(単位：円)

前橋市民文化会館		使 用 料					
		午前	午後	夜間	全日		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時		
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合	23,670	36,870	47,450	107,990	
		徴収する 場合	1,000円以下の場合	30,800	47,870	61,700	140,370
		1,000円を超え3,000円以下の場合	37,920	58,980	75,950	172,850	
		3,000円を超える場合	47,450	73,850	95,010	216,310	
	日曜日・土曜日・休日	入場料を徴収しない場合	30,270	47,450	60,650	138,370	
		徴収する 場合	1,000円以下の場合	39,280	61,700	78,780	179,760
		1,000円を超え3,000円以下の場合	48,500	75,950	97,110	221,560	
		3,000円を超える場合	60,650	95,010	121,410	277,070	
	附属楽屋	1号楽屋	380	660	920	1,960	
		2号楽屋	380	660	920	1,960	
		3号楽屋(和室)	660	1,040	1,320	3,020	
		4号楽屋(和室)	660	1,040	1,320	3,020	
		5号楽屋	920	1,440	1,840	4,200	
	小ホール	平日	入場料を徴収しない場合	11,830	18,430	23,670	53,930
			徴収する 場合	1,000円以下の場合	15,400	23,880	30,800
1,000円を超え3,000円以下の場合			18,850	29,430	37,920	86,200	
3,000円を超える場合			23,670	36,870	47,450	107,990	
日曜日・土曜日・休日		入場料を徴収しない場合	14,450	23,670	30,270	68,390	
		徴収する 場合	1,000円以下の場合	18,750	30,800	39,280	88,830
		1,000円を超え3,000円以下の場合	23,150	37,920	48,500	109,570	
		3,000円を超える場合	29,010	47,450	60,650	137,110	
附属楽屋		6号楽屋	520	780	1,040	2,340	
		7号楽屋	520	780	1,040	2,340	
	8号楽屋	260	380	520	1,160		
大展示ホール	平日	7,920	13,200	15,840	36,960		
	日曜日・土曜日・休日	9,240	15,840	19,800	44,880		
小展示ホール	平日	2,360	3,820	4,740	10,920		
	日曜日・土曜日・休日	3,020	4,880	6,060	13,960		
第1リハーサル室		2,640	4,220	5,280	12,140		
第2リハーサル室		1,700	2,640	3,420	7,760		
練習室		780	1,180	1,580	3,540		
応接室		3,420	3,820	4,220	11,460		
会議室	第1会議室	1,180	1,840	2,360	5,380		
	第2会議室	1,180	1,840	2,360	5,380		
	第3会議室(和室)	780	1,180	1,580	3,540		
	第4会議室(和室)	1,040	1,580	2,100	4,720		
	第5会議室	2,640	4,220	5,280	12,140		

- 備考 1. 入場料とは、入場料、会費、整理券、その他これに類するものをいい、入場料の金額が異なる場合はその最高額をもって入場料とする。
2. 大小ホールを入場無料で使用する場で、商品の売上高による招待券で入場させるなど、営利宣伝目的で使用する場合は、1,000円以下の使用料を徴収する場合の額とする。
3. 大小ホールを本番前に準備や練習で使用する場合は、同一主催者及び同一施設の使用に限り、この表に定める使用料の50%（附属楽屋を除く）の額とする。
4. 大小ホール以外の施設を、入場料有料または展示品の販売等営利宣伝の目的で使用する場合は、この表に定める使用料の50%の額を加算する。
5. 利用時間の延長または繰上げは1時間を限度とし、30分未満は切り捨て30分以上は1時間とみなし当該使用料の30%の額を加算する。
6. 大展示室を2分の1に分割して使用する場合は、この表に定める使用料の50%の額とする。
7. この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。